

高速横浜環状北線の環境対策について

事業者である首都高速道路㈱（以下「首都高」という。）は、高速横浜環状北線（以下「北線」という。）の環境対策として、各換気所（新横浜換気所、馬場換気所、子安台換気所）に低濃度脱硝装置を設置することといたしました。

1 要旨

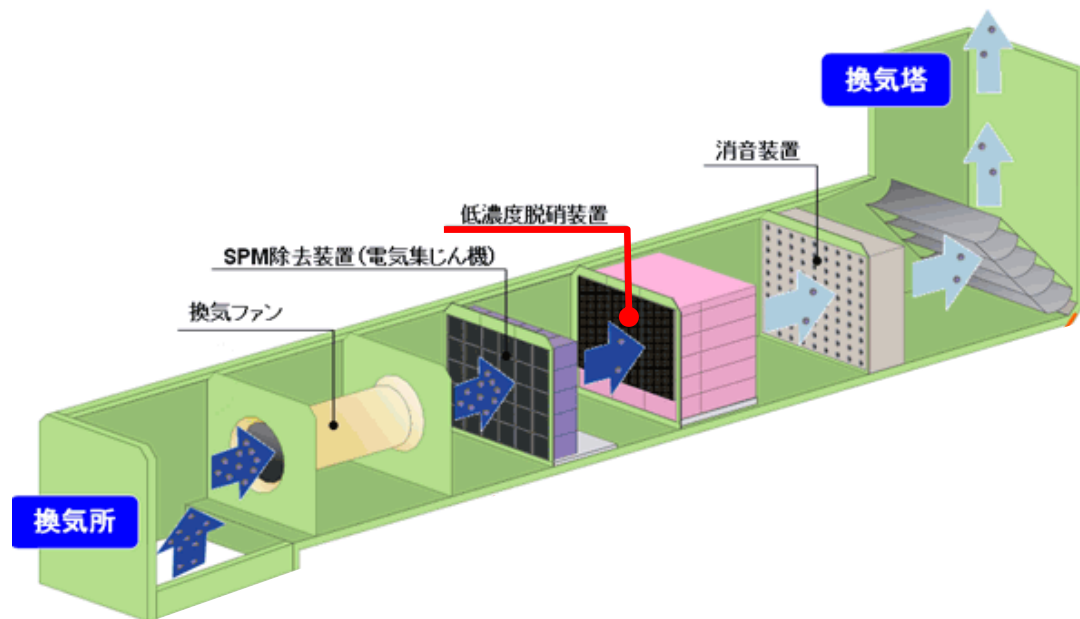
本市は、北線の計画されている周辺地域に対する環境保全対策を実施する必要があると考え、各換気所への低濃度脱硝装置の設置について、関係機関に働きかけを行ってまいりました。

その後、首都高にて検討を続けておりましたが、昨日12月9日、本市あてに「首都高にて総合的に判断した結果、北線の各換気所に低濃度脱硝装置を設置することとしました」との報告がありました。

2 これまでの経緯

日付	内容
H9	■首都高速道路公団が脱硝装置の実用化に向けた実験開始
H11.9.3	■市長から神奈川県知事あて環境影響評価準備書に対する意見提出 「換気所に脱硝装置及びサブミクロンレベルの粒子も高効率で捕捉できる集塵装置の設置を計画する必要がある」
H12.6	■環境影響評価書における記載内容 「窒素酸化物を高効率で除去可能な脱硝装置について、本計画路線換気所への適用を検討します」
	（首都高速道路公団が脱硝装置の実用化に向けた実験を継続実施、換気所への適用を検討）
H19.10.9	■本市から首都高あて要請文書提出 「北線環境影響評価準備書に対する市長意見を重く受けとめていただき、先行した環境対策として脱硝装置の設置について強く要請します」
H19.10.18	■首都高から本市あて回答 「市長意見を尊重し、供用直前の大気質の状況を勘案して北線の換気所への導入を検討いたします」
H20.6～ H22.7	■本市道路局長が関係機関に対し要望活動
H22.12.9	■首都高から本市あて報告 「首都高にて総合的に判断した結果、北線の各換気所に低濃度脱硝装置を設置することとしました」

<参考>：低濃度脱硝装置イメージ図



低濃度脱硝装置とは、換気ガス中に含まれる二酸化窒素（ NO_2 ）を除去する装置です。SPM（浮遊粒子状物質）除去装置（電気集じん機）も併せて設置します。